

# 排水設備工事検査実施要領

## (目的)

第1. この要領は、東久留米市下水道条例に基づき東久留米市都市建設部施設管理課が実施する排水設備工事の検査の事務処理方針を明確にすることにより、施行の適正かつ迅速な執行を図ることを目的とする。

## (定義)

第2. この要領において用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

### (1) 排水設備

排水設備とは、公共下水道の供用が開始された区域内の土地、建物の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、管きよ、その他の排水設備をいう。

### (2) 屋内排水設備

屋内排水設備は、陶器等の衛生器具からます又は排水本管に接続するまでの排水管、通気管及びそれらに付属する設備をいう。

### (3) 屋外排水設備

屋外排水設備は屋内排水設備を除き、屋外に設置するます及び排水本管等で公共下水道のますに固着するまでの排水設備とする。

### (4) ます

屋外排水設備の清掃、換気、点検、採水の目的のため管径の変化する箇所あるいは、会所部分等に設けるコンクリート製、又はその他の角ますあるいは、丸ますをいう。

### (5) 排水設備計画届出書（以下「届出書」という。）

排水設備の新設、増設、又は改造をしようとする者（設置者）が工事着工7日前に届出る計画届出書をいう。

### (6) 排水設備工事完了届（以下「完了届」という。）

排水設備工事が完了した日から5日以内に届出る工事完了届出書をいう。

### (7) 指定下水道工事店（以下「指定工事店」という。）

東久留米市下水道条例施行規則により指定を受けた下水道工事店をいう。

### (8) 除害施設

工場及び事業所から種々の廃水が発生するが、これらの廃水の中には、そのまま公共下水道へ排除すると下水道施設を損傷したり、あるいは下水道終末処理場からの水質を悪化させたりするものがある。このような、公共下水道への障害を防ぐために下水排除基準が定められており、この基準を超える下水を適正な水質にするため、事前に処理を行う自家処理施設をいう。

### (9) 特定施設

下水道法の特定施設をいい、水質汚濁防止法第2条第2項、及びダイオキシン類特別措置法施行令別表第2の四に定められている特定施設をいう。

## (工事検査)

第3. 工事検査とは、指定工事店より完了届の提出された工事について、届出書、完了届及び図面に基づいて審査を行う（書類審査）こと、及び届出書、完了届及び図面に基づいて審査を行い現地を照合確認する（現場確認審査）ことをいう。

## (検査対象)

第4. 東久留米市下水道条例により指定された指定工事店の施工、管理に係る排水設備工事についてのみ検査を行う。

(材料等)

第5. 検査対象に係る材料については、次の事項等を考慮して選定してあるものであること。

- 一、水質、水温、水圧などの使用条件や水中、地中、湿気などの環境条件に対して材質の変化が許容内で強度が十分あり、長期の使用に耐えうるものであること。
- 二、管理、操作が容易であるとともに、故障等による交換部品の調達や維持管理が容易であるものであること。
- 三、原則として、規格品を用いる。規格のないものについては、形状、品質、耐久性及び強度等が十分目的に合うことを調査、確認のうえ選定されているものであること。

(工事検査分類)

第6. 工事検査については、完了届が提出された月毎に次のような区分により検査を行う。

(一) 現場確認を必要とする検査

1. 当該月に提出された完了届のうち、約1割については必ず検査を行う。
2. 完了届を提出した指定工事店1店舗あたり当該月1件以上は必ず検査を行う。
3. 一現場当たり複数の施工が成される場合は、1棟は必ず検査を行う。但し、施工不良やその他、不都合が確認されたときは、残り棟全てについて検査を行う。
4. 宅地開発審査に係る中高層建築については、全て検査を行う。
5. 特定施設、除害施設が設置されている建物については、全て検査を行う。

(二) 書類審査のみを行う検査

1. (一)に該当しないもの。
2. 軽微な工事であるもの。
3. 公共樹への固着のみで完了するもの。
4. 一現場当たり複数棟の現場工事で、1棟の検査で施工不良やその他不都合の無い場合の残りの棟。

(検査済証の交付)

第7. 検査を完了したときは検査済証を交付するが、第6の(一)に該当するものには、「青色の検査済証」を、(二)に該当するものには「緑色の検査済証」を交付する。

(検査済証の貼付け等)

第8. 第6の(一)「青色の検査済証」については東久留米市都市建設部施設管理課の職員が、第6の(二)「緑色の検査済証」については、書類審査確認後、施工あるいは管理を行った指定工事店が、その検査対象建物の玄関等の外から確認し易い場所に貼り付けるものとする。この場合検査済証番号等誤りのないように注意して貼りつける。

(公共下水道のます)

第9. 公共下水道のますに係る検査は、本要領に拠らず、他の規定による。

(事前協議)

第10. 事前あるいは計画届出時に協議のあった事項についての検査は、事前協議申合せ事項に基づいて検査を行う。

(現場立会い)

第11. 現場検査を実施するときは、原則として、指定工事店の責任技術者の立会いを求めるものとする。

(再検査)

第12. 現場検査等で再検査の告知をしたものは、再検査を行う。その場合現場確認検査は必ず実施する。

(完了図面等の訂正)

第13. 書類検査、現場確認検査時に図面等提出図書の不備を指摘した事項のものは、直ちに現場確認の上、訂正を行うこと。

付則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。